



令和6年度(2024年度)

学校ハンドブック



吹田市立岸部第一小学校

もくじ

岸部第一小学校の1年	P1
入学にあたり	P3
入学式・入学式の持ち物 学用品などの準備 生活習慣・登下校	
まずは担任に相談を	P5
吹田市・本校の教育について	P6
吹田市の教育・人権教育の推進 本校の概要・教育（人権教育について・通知表・いじめ防止基本方針）	
子どもの健康のために	P14
保健室から・健康診断・わたしのけんこう ケガや病気の時・災害共済給付制度 欠席と連絡方法・臨時休業・忌引 安全カード 給食室から	
子どもたちの安全のために	P22
安全対策・来校時のお願い 地区班について 「さくら連絡網」について 緊急時の対応について（不審者・台風・大雨・地震等）	
事務的なこと	P27
学校納入金（学校徴収金・学校給食費）について 引っ越しの時・区域外就学について	
就学援助費制度について	P31
就学援助費の申請	
子どもの健やかな成長のために	P33
PTA 活動・第二中学校地域教育協議会 太陽の広場・ボランティア・留守家庭児童育成室（ニコニコ学級）	
吹田市立小・中学校における電話連絡について	P35

岸部第一小学校の1年～主な取り組み(2023年度)～

2月 入学説明会

1 学期

4月

- 入学式 4月5日(金)
- 始業式 4月8日(月)
- 1年生を迎える会
- 給食開始 4月15日(月)予定
- 参観 懇談
- 健康診断
- 集団下校
- 校外学習



入学にあたり
P3

給食室より
P19

保健室より
P14

5月

- 家庭訪問
- 創立記念日(5月11日)
- 避難訓練 (緊急時集団下校)



子どもの安全のために
P23

6月

- プール開き



緊急時の対応について
P24

7月

- 参観 懇談
- 終業式

通知表について
P10

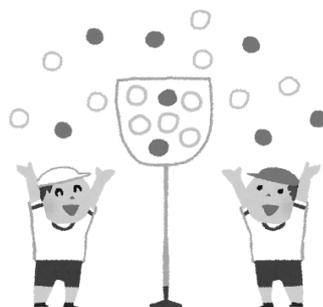
2 学期

8月・9月

- 始業式 (8月25日)
- 避難訓練 (風水害・台風)
- 身体測定
- 夏休み作品展

10月

- 運動会
- 秋の校外学習
- 避難訓練（不審者対応）



11月

- 音楽会
- 個人懇談会



12月

- 終業式
- なわとび週間

3 学 期

1月

- 始業式
- 避難訓練（地震）
- 身体測定
- 給食週間 ■ マラソン週間

2月

- 参観懇談
- 校内図工展覧
- 幼稚園、保育園との交流



3月

- 6年生を送る会
- 卒業式
- 修了式



入学にあたり

入学式

- 日時 令和6年(2024年)4月5日(金)
受付 午前9時開始
開式 午前9時30分 時間厳守でお願いします
式場 岸部第一小学校 体育館

入学式の持ち物

- ① ~~教材 一括購入費 6,000円(予定額)~~
- ② 児童調査票
- ③ 安全カード
- ④ 給食申込書
- ⑤ 教科書などを持ち帰る袋(手提げ袋等)
- ⑥ 児童用上靴 (児童名前を書いたもの)
- ⑦ 保護者用上履き (体育館で使用します)
- ⑧ 保護者用名札
- ⑨ 入学通知書 (吹田市教育委員会から郵送されたもの)



学用品などの準備

学校から配布するもの

- 教科書・副読本(いずれも無償配布)
- iPad (無償貸し出し)



学校でまとめて購入するもの

- | | | |
|-----------------|------------|-------------------------|
| ① 学習ノート、自由帳、連絡帳 | ② 算数ブロック | ③ サインペン・クーピー
クレパス・のり |
| ④ 粘土・粘土ケース | ⑤ プリントファイル | ⑥ 連絡袋 |
| ⑦ 書き方鉛筆 | ⑧ 氏名印 | ⑨ 給食のお盆 |
| ⑩ 鍵盤ハーモニカのふき口 | | |

ご家庭でご用意していただくもの

- ① 筆箱、鉛筆(2B 5本)、赤鉛筆、消しゴム、下じき、ものさし(15cmほど)
- ② はさみ、粘土板
- ③ 道具箱
- ④ 布袋3つ(体操服用・体育館シューズ用・上ぐつ用)
- ⑤ 手提げかばん1つ(上記④をまとめて入れるもの)

参観日等に紹介・販売するもの

- ① 体操服、赤白帽
- ② 給食用エプロン、帽子、マスク
- ③ 水着・ラッシュガード(紺色か黒色) 水泳帽
- ④ 絵の具セット



記名をお願いします

- すべての学用品や衣類にひらがなで記名をしてください
(鉛筆やクレパスなどは1本ずつに記名してください)

物品の購入

- 以下のものは業者さんが校内で販売します。詳しい日時は手紙でお知らせします。

- 1) 体操服、エプロン類 入学説明会時
- 2) 水着 水泳学習開始前

体操服・赤白帽・水着 谷本スポーツ JR吹田駅前 旭通り商店街
エプロン・給食帽子 タカタスポーツ 山田西 いのこ谷バス停前

生活習慣

小学校で生活をしていくにあたり、徐々に習慣づけておいてください。

規則正しい生活習慣

- 早寝早起き
- 朝ご飯をきちんと食べる
- 食事にかかる時間を一定にし、好き嫌いをなくす。(給食:25分程度)
- なるべく登校前にトイレをすませる
- 服の着脱、トイレの使い方、ハンカチ・ティッシュの用意など
- 持ち物の整理整頓

登下校

- 登下校の道がわかり、毎日、決めた道を通るように確かめてください。
(入学後、1週間程度は、近所の児童と教員が近くまで一緒に下校します)
- 交通事故に遭わないためにも、正しい横断、右側通行、道路へ飛び出さない等交通ルールが守れるようにしてください。



まずは担任に相談を

学校は集団生活を学ぶ場です。多くの友だちと過ごす中で、様々なことを学び社会性を身に付けていきます。時には、友だちとの関係がうまくいかなかったり、トラブルになったりすることもあります。

もし、何か問題が起こったり、気になることがあったりする場合は、ご遠慮なく学級担任へ連絡してください。電話、手紙、連絡帳など、どのような方法でも構いませんので、お気軽に相談ください。

学校全体で支援していきます

学校では、学級担任以外にも多くの教職員でお子様の成長を見守ります。担任以外とも相談されたい場合や担任に伝えにくく悩まれることがあるかもしれません。そのような時には担任以外の教職員にお伝えください。学校では、お子様の成長を第一に考えるとともに、保護者の方の声に耳を傾け、対応していきます。

学校へお知らせしていただくこと

■ 児童調査票

学校がお子様の状況を把握するためのものです。ご家庭での様子等をご記入ください。

■ 安全カード

【詳細は18ページをご覧ください】

けがや急病などで緊急を要する場合に、病院と連携し、できるだけ早く処置ができるように、学校に常備しておくものです。(毎年提出していただきます)

様々な教育相談窓口(支援機関)

子育ての悩みや家庭内の相談事などを様々な機関で相談していただけます。

■ 吹田市立教育センター

(吹田市出口町2-1 TEL 6388-1455)

来所相談・電話相談

出張教育相談(小学校での相談)

いじめのなやみ相談室

スクールセクシャルハラスメント相談

不登校児童支援事業

■ 大阪府吹田子ども家庭センター (吹田市出口町19-3 TEL 6389-3526)

虐待相談 養護相談 非行相談 障がいに関する相談 その他の相談

吹田市・本校の教育について

吹田市の教育

本市においては、「吹田市教育ビジョン」を柱に据え、「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともに つながり 未来を拓く吹田の教育」を教育理念としています。その具現化に向け、小中一貫教育を通して、学習活動や学校・園運営、地域連携等の改革に取り組み、「地域に根ざした質の高い公教育の創造」に努め、次世代を担う子供たちに、困難に打ち克ってくじけない「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」の調和の取れた「総合的人間力」をつけることをめざしています。

吹田市教育ビジョン

教育理念

「今 吹田から 未来の力を 生命かがやき ともに つながり 未来を拓く吹田の教育」

基本目標1

総合的人間力の形成

～夢と志を持ち、
可能性に挑戦する力
を育む教育～

基本目標2

社会全体の教育力の向上

～地域と協働し
ともに歩む教育～

基本目標3

豊かな教育環境の創造

～豊かな学びを
支援する教育環境～

人権教育の推進について

教育委員会では、「人権教育を推進するための指針」を定め、その中で一人ひとりの自尊感情を育み、多様な個性・価値観を認め合い、他者を思いやる人権感覚豊かな人間性を培う教育の推進を掲げています。そして、自分や人を大切にする生き方を感覚として身につけていくために、学習によって次のような技能(スキル)を高めていくことを目標にしています。

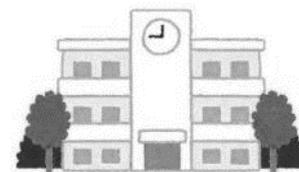
スキルアップ 誰もが身につけたい人権感覚

こんなことができるようになりたいね!

- ・まずは、自分を好きになることから
- ・自分で決断し責任を持つこと
- ・相手の立場に立って考えること
- ・ものごとを公平にみること
- ・自分の思いを相手にきちんと伝えること
- ・ちがいを認め合い良い関係をつくること
- ・解決するまでねばり強く取り組むこと

本校の概要

- 所在地 〒564-0002 大阪府吹田市岸部中2丁目19番1号
- 電話番号 06-6387-5701
- FAX 06-6387-7974
- 学校ホームページ



URL <http://www2.suita.ed.jp/school/es/13-kishi/>

- 児童数 244名 14学級(内支援学級3) 令和5年5月1日現在

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1組	20	20	21	36	22	20
2組	21	21	21		23	19
計	41	41	42	36	45	39
総数	総合計 244名					

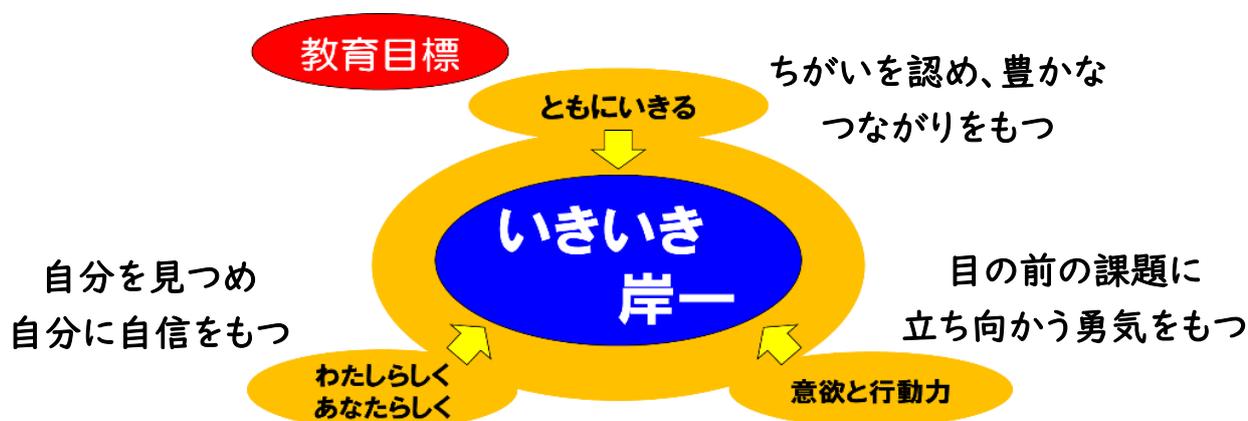
- 創立 明治12年(1879年)3月12日 【創立記念日 5月11日】

- 進学先中学校 第二中学校

本校の教育

学校教育目標 「いきいき 岸一」

- たがいの違いを認め合いながら、豊かなつながりをもつことができる子
- 自分のよさに気づき、自信をもって行動できる子
- 自分の課題を自分で見つけ、課題に向かって、心と体と頭を使って解決していく意欲と行動力を身につけた子



令和5年度 日課表（4月以降に改めてお知らせします）

月・火・木・金曜日 水曜日は5限まで

研究授業その他行事等

始業	8:30	始業	8:30
朝の会	8:30 ~ 8:40	朝の会	8:30 ~ 8:40
第1時限	8:40 ~ 9:25	第1時限	8:40 ~ 9:25
第2時限	9:30 ~ 10:15	第2時限	9:30 ~ 10:15
業間	10:15 ~ 10:35	業間	10:15 ~ 10:35
第3時限	10:35 ~ 11:20	第3時限	10:35 ~ 11:20
第4時限	11:25 ~ 12:10	第4時限	11:25 ~ 12:10
給食	12:10 ~ 12:50	給食	12:10 ~ 12:50
昼休み	12:50 ~ 1:05	昼休み	12:50 ~ 1:05
清掃	1:05 ~ 1:20	第5時限	1:05 ~ 1:50
第5時限	1:25 ~ 2:10	第6時限	2:05 ~ 2:50
第6時限	2:15 ~ 3:00		
モジュール	3:00 ~ 3:15(月はなし)		
最終下校	4:30(12・1月は4:00)		

クラブ活動（4年生以上）

スリータッチ、ドッジボール、グランドゴルフ、お琴、朗読、レザークラフト、英語

手作りおもちゃ

※ 年によって変更することがあります

児童会・委員会活動（4年生以上）

児童会、図書、放送、給食、栽培、美化・掲示、保健、体育

三	二	一	岸部第一小学校校歌
日本の力 操車場 汽笛の音にこだまして 若い希望はたくましく 世界に向かって伸びるのだ 光を肩に夢を手に ああ みんなの 岸部校	岸部の丘のかまあとに 昔のくらしのびつつ 明日の日本を背負うため 心とからだで学ぼうよ 光を肩に夢を手に ああ わたしらの 岸部校	朝日にはえる紫金山 みどりの風の吹くところ かたくうで組み輪になって 仲良く元気に進もうよ 光を肩に夢を手に ああ 僕たちの 岸部校	

人権教育について

「人権」とはすべての人が夢や希望を実現する権利です。しかし、今なお様々な差別や課題があり、人と人が豊かに結びつくことができなかったり、自由に生きることが、難しくなっていたりします。

未来を担う子どもたちには、人権を大切にする完成をしっかりと磨き、差別や課題を自分のこととして考え、心と体と頭を使って、主体的に解決しようという意欲と行動力を身に付けてほしいと願っています。

そのためには、①基礎・基本となる力を身に付けるとともに、自らの能力や可能性をいっそう広げるための機械を数多く持つこと②様々な個性や、集団、異文化とのふれあいを通じて、お互いを認め合い、豊かに高まりあえる関係づくりの経験を重ねることが必要です。

(1) 基礎・基本の力の確実な定着のために

- ・集中して学習を行うための「モジュール学習」 1回15分の学習を実施
1～4年生:国語 5・6年生:英語
- ・1学期に学習した内容の定着を図るための「夏の学習会」
- ・自分で選んだ課題に取り組む「自学ノート」

(2) 豊かな人権意識を持つ子どもを育成するために

- ・コミュニケーションの力を養い、人間関係づくりを進める「うきうきタイム」
- ・自己肯定感、自尊感情を高めるための「セルフエスティームコーナー」
- ・国際交流を深め、多文化理解を進める「ルックワールド・ドキドキワールド」
- ・「吹田人権芸術展」への参加

人権教育を進めるにあたって

- 保護者や地域の方々、中学校ブロック(第二中学校・岸部第二小学校・認定こども園岸部第一幼稚園)との連携も大切にしています。
- 保護者の方々とは、参観や懇談、家庭訪問、1日公開を通してつながりを深め、情報の共有を行っています。
- 地域の方々には、オープンクラブの講師、人権学習や平和学習でのゲストティーチャーとして支援していただいています。また、様々な学校行事にお招きしています。
- 中学校ブロックでは、各校園が連携し、教職員の授業公開や実践交流などを行っています。さらに、中学校ブロックでのクラブ体験や幼稚園との交流など、子どもを中心とした交流の場を設けています。

これらの取り組みによる成果を確かめ、今後の取り組みに生かしていくために生活アンケートや学校教育自己診断を実施しています。保護者や子どもの意見を参考にしながら、子どもたちに寄り添った人権教育を進めています。

評価・通知表(のびゆく子)

本校の通知表「のびゆく子」は子どもの学校での学習や生活の様子をお伝えし、子どもの望ましい成長に役立てるためにお渡しするものです。この「のびゆく子」では各教科のねらいに対して、どの程度到達できたかを3段階(1・2年生は2段階)で評価しています。

お伝えする評価を結果としてだけとらえるのではなく、その後に生かしていくことで、子どもの成長につなげたいと考えています。

努力したところや優れているところを積極的に評価してお伝えしますので、ご家庭でもお子さまの頑張りや長所を認め、励ましていただけたら幸いです。

- すべての教科で「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に向かう力」の項目を設定しています。
- お子さまの学習や生活の様子を見て、担任が気づいたことを書く通信欄を設定しています。
- 各教科での評価は、各項目の達成度を見たものです。(絶対評価) 友だちと比べたり、評価の段階ごとに人数を決めたりしているもの(相対評価)ではありません。



令和 5 年度
(2023年度)

のびゆく子



学年・組	第 1 学年 1 組 1 番
児童名	
	保護者様

吹田市立岸部第一小学校

No. 1		(第 1 学年)	
教科	観点	学習の記録(2学期)	できた がんばろう
国語	知識・技能	言葉や文のきまりがわかる	
	知識・技能	文字を正しく読んだり、書いたりする	
	知識・技能	文字の形に注意して、ていねいに書く	
	知識・技能	相手に伝わるような声で正しく読む	
	思考・判断・表現	相手にわかるように話す	
	思考・判断・表現	大事なことを聞く	
	思考・判断・表現	伝えたいことをかんたんな文で書く	
	思考・判断・表現	書かれていることがらを正しく読み取る	
	主体的に学習に取り組む態度	国語に関心をもち、進んで取り組む	
	知識・技能	数のしくみと表し方がわかる	
算数	知識・技能	たし算ができる	
	知識・技能	ひき算ができる	
	知識・技能	たし算とひき算が混じった計算ができる	
	知識・技能	ものの形がわかる	
	知識・技能	時刻がわかる	
	知識・技能	長さ、かさかわかる	
	思考・判断・表現	見通しをもち、すじ道を立てているいろいろな考え方をする	
	主体的に学習に取り組む態度	数量や図形に関心をもち、進んで活用する	
	知識・技能	自分や身の回りのことについて、生活上必要なことを身に付けている	
	思考・判断・表現	体験したことや気づいたことをもとに、考え、表現している	
体育	知識・技能	曲に合わせて歌ったり演奏したりする	
	思考・判断・表現	曲の感じに合わせて表現を工夫する	
	主体的に学習に取り組む態度	進んで音楽に関わり、楽しく活動する	
	知識・技能	材料や用具に慣れ、表したいことをもとに工夫してつくる	
	思考・判断・表現	表したいことをみつけ、どのように表すか考える	
	思考・判断・表現	作品のよさや表したいことを感じ取る	
	主体的に学習に取り組む態度	つくりだす喜びを味わい、楽しく活動する	
	知識・技能	いろいろな体の使い方をする	
	知識・技能	遊具やマット・跳び箱などで遊ぶ	
	知識・技能	走ったり跳んだりして遊ぶ	
道徳	知識・技能	水でもぐったり浮いたりする	
	知識・技能	表現運動をする	
	思考・判断・表現	遊び方を工夫し、考えたことを友だちに伝える	
	主体的に学習に取り組む態度	進んで取り組み、きまりを守り、だれとでも仲よく運動する	

いじめ防止基本方針

(目的)

第1 いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」であり、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。以下、「いじめは絶対に許されない」学校を構築するため、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する基本方針を定める。

(いじめの定義)

第2 いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(いじめの防止)

第3 いじめを未然に防ぐため、次にあげる事項に努める。

児童一人ひとりの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(1) 日常的に児童の行動の様子を把握する。(チェックリストの活用)

(2) 欠席日数や課外活動の参加状況等を注視し、情報を共有する。

(3) 「いじめ対策委員会」の機能性を高める。

(組織は、管理職・生徒指導担当者・児童生徒支援加配・各学年担当者・

養護教諭・心理〔教育相談員〕、福祉等の専門的知識を有する者〔スクールソーシャルワーカー(SSW)〕、いじめ対応支援員、その他の関係者により構成する)

(4) いじめの防止等に関する年間計画を策定する。

(5) 計画的に校内研修を行う。

- (6) 年間計画を策定・改訂する際、PTA・学校評議員に意見を求める。
- (7) 定期的に中学校及び幼稚園・保育園との連携を図る。
- (8) いじめ防止の取組の実効性を高めるため、いじめ基本方針が学校の実情に即して機能しているかを、PDCA サイクルで点検・改善する。

2 いじめについての共通理解を図り、児童がいじめに向かわない態度・能力を育成するとともに、いじめが生まれる背景を把握し、自己有用感や自己肯定感を育み、児童自らがいじめについて学ぶ取組を進める。

- (1) 教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実する。
- (2) いじめ予防授業を実施する。
- (3) 人間関係づくり「うきうきの時間」を通して、コミュニケーション力を高める。
- (4) 読書活動や体験活動等を推進し、幅広い社会体験や生活体験の機会を設ける。
- (5) 言語活動を充実させ、児童のコミュニケーション能力を向上する。
- (6) 特別活動担当と連携し、児童会活動を活性化させ、児童自らが「いじめ撲滅」に取り組む姿勢を育む。
- (7) とともに学び、ともに育つ教育環境づくりを進める。
- (8) インターネット・スマホの SNS 等で行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童への情報モラル教育および保護者への啓発活動を進める。

(早期発見)

第4 いじめを早期に発見するため、次にあげる事項に努める。

児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう積極的にいじめ認知に 対して意識を高く保ち、教職員間で共有し、早い段階から複数の教職員で的確に関わるとともに、暴力を伴わないいじめや、潜在化しやすいグループ内のいじめなどにも注意深く対応する。

- (1) 日常の児童相互の人間関係を把握し、ささいな兆候も教職員間で共有する。
- (2) 学校生活アンケートを学期に1回以上実施する。
- (3) 教育相談日や大阪府電話相談窓口等、各種の教育相談機関の周知を図り、教育相談体制の充実に努める。
- (4) SSW・教育相談員・いじめ対応支援員は、毎週開くコア会議に出席し、情報の共有化と課題対応にあたる。

(いじめに対する措置)

第5 いじめを発見・通報した場合は、次にあげる事項に努める。

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに低・中・高学年の課題対応担当教職員や生徒指導担当者と共に対応し、「いじめ対策委員会」に報告・相談する。また、被害児童を守り、加害児童の社会性の向上や人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その行為を制止し、相談や訴えがあった場合は、被害児童および相談者の安全を確保しながら、事態の把握に努める。
- (2) 事態の軽重に関わらず、保護者へ事実関係を伝える。
- (3) 被害児童に寄り添い、支える体制づくりを行い、必要に応じて加害児童を別室指導や出席停止とする。
- (4) 好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すために、必要に応じて警察等関係諸機関の協力を得る。
- (5) いじめを見ていた児童・生徒が、自分の問題としてとらえるよう指導する。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、市教育委員会と連携し、また警察署と相談して対処する。児童に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) 「組織的な対応の流れ」を策定し、早期解決に努める。

2 重大事態が発生した場合は、いじめ対策委員会が初動調査から実態の把握・分析等を一括して行うとともに、市教育委員会に報告し、事態の早期解決に努める。

- (1) いじめにより被害児童に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより欠席を余儀なくされている疑いがある場合等は、調査チームによる調査を行い、事態の早期解決に取り組む。
- (2) 調査チームは、被害・加害児童からの聴き取りや質問紙によるアンケート調査の実施等を速やかに行い、その調査結果を被害児童およびその保護者に対して報告するとともに、改めて、要望や意見を十分に聴取する。
- (3) 必要に応じて被害児童およびその保護者の所見を添え、市教育委員会に報告する。

(解決から事後指導)

第6 いじめの発生から「解決」を確認するまで以下のように取り組む。「解決」の確認には校長があたる。

- ①解決の報告 ②校長のフォロー ③事後観察や聞き取り(1週間・1ヶ月後・3ヶ月後)

(その他)

第7 この基本方針は、取組の進行状況の確認や、課題解決に至っていないケースの検証等、学期ごとに検討を行い、児童の実態に応じて計画を見直す。

子どもの健康のために

保健室から

保健室はお子さまが元気で楽しい学校生活を送れるようお手伝いをするところです。健康診断や身体測定、けがや体調を崩したときの応急手当などをします。また、困ったことや心配なことがあったときに相談ができる場所でもあります。

健康診断

毎年4月から6月に、学校保健安全法に基づいて行います。主な目的は以下の3点です。

- 体がどれだけ大きくなっているかを知る。
- 隠れている病気を見つけ、なるべく早くに治療をする。
- 健康の大切さを知り、自分の体を見つめなおす。

学校で行われる健康診断は「ふるいわけ検査(スクリーニング検査)」と呼ばれるもので、学校生活を送るにあたり、健康上の支障があるかどうかについて調べ、異常や医療の必要性の有無を判断するものです。病院で実施する検査ではありませんので、専門的な診断等はいりません。

- 健康診断にはご家庭における健康観察の情報が重要です。そのため多くの問診票や書類があります。記入もれがないようにして、期日までにご提出ください。
- 検査の日程・注意項目などは、毎月の「保健だより」などをご覧ください。

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
項目						
身体計測	●	●	●	●	●	●
視力検査	●	●	●	●	●	●
聴力検査	●	●	●		●	
内科	●	●	●	●	●	●
眼科	●	△	△	△	△	△
耳鼻咽喉科	●	△	△	△	△	△
歯科	●	●	●	●	●	●
結核検診(問診・診察)	●	●	●	●	●	●
尿検査	(1次)	●	●	●	●	●
	(2次)	△	△	△	△	△
心臓検診	(1次)	●				
	(2次)	△	△	△	△	△
	(3次)	△	△	△	△	△
脊柱側弯 検診	(1次)	△	△	△	△	●
	(2次)	△	△	△	△	△
色覚検査	◎					

●…全員 △…一部該当者 ◎…希望者のみ

健康診断の結果のお知らせ

- 1) 健康診断で病気の疑いが見受けられた場合は、「検査結果のお知らせ」や「受診勧告書」などで連絡します。
- 2) それらを持参し、できるだけ早く医療機関で受診してください。
- 3) 受診後、医療機関からの報告書を学校へご提出ください。

その他の検診

- 二測定(身長・体重) 2学期、3学期のはじめ【全学年】
- 子どもの生活習慣病予防検診 5年生の希望者
- 定期健康診断未受診者の個別健康診断(内科・歯科) 【未受診者のみ・全学年】

わたしのけんこう

学校からは、健康診断や二測定の結果を書き込んで「わたしのけんこう」を毎年お配りします。

わたしのけんこう

学校名		岸部第一小学校		
学年・組・番号				
名前				
	身長	1学期	2学期	3学期
	体重			
	結核検診	異常なし		
	内科検診	異常なし		
	運動器検診	異常なし		
	《脊柱・胸郭・運動器》			
	心臓検診	異常なし		
	眼科検診	異常なし		
	視力 () 矯正視力	1回目		
		みぎ 右	A ()	()
		ひだり 左	A ()	()
	耳鼻科検診	異常なし		
	聴力	みぎ 右	異常なし	
		ひだり 左	異常なし	
	歯科検診	むし歯	むし歯なし	
		その他 びょうきの病気		
	尿検査	異常なし		

二測定(身長・体重)の記録を記入します

様々な検診の記録を記入します



ケガや病気のときは

学校では安全管理に特段の配慮をはかっていますが、お子さまが不慮の事故等でケガをしたとき、場合によっては医療機関で受診することがあります。受診を要する際には、保護者（安全カードに記載の連絡先）へ連絡をします。カードに記載されていることに変更があった場合は速やかにお知らせください。また、お子さまの健康面で、何か気になることがありましたら、養護教諭または担任までご相談ください。

ケガをしたとき

学校で起きたケガについては … 保健室で応急手当を行います。

- ① その後の経過観察をします。(状態や時間帯により学校または家庭で)
- ② 医療機関の受診を要するものは、速やかに保護者に連絡をとります。

※保健室では、その日学校で起きたケガに対する応急手当はしますが、治療を目的としている場ではありませんので、その後の治療はご家庭でお願いします。

病気になったとき

- ① 授業を受けることが可能な場合は、教室に戻り、担任と連携し経過観察をします。
- ② 授業を受けることが難しい場合は、保健室で休養し、経過を観察します。
- ③ その後も状態がよくなる場合は、保護者の方に連絡をとり、下校していただきます。
(お迎えにきていただきます)

※保健室は特別教室の一つです。医療機関のように内服薬の投与をはじめとする医療行為はできません。ご承知おきください。

いつでも連絡が取れるようにしてください

子どもの事故はいつ起こるか予測が付きません。場合によっては、救急車による緊急搬送が必要な場合もあります。何かあったら必ず保護者の方に連絡をします。安全カードには必ず連絡の取れる連絡先をお書きください。受診の際に、保護者の同意がなければ、医療機関で処置してもらえないケースもあり、治療の手続きが遅れることもあります。

災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）

日本スポーツ振興センター（以下センター）の災害共済給付制度は、学校の管理下で災害にあったときに災害共済給付を行うことを目的としています。

この制度における「学校の管理下」とは、お子さまが登校してから下校するまでの間を指します。決められた通学路での登下校や、遠足・運動会・修学旅行・課外クラブなども含まれます。

学校でのケガで、医療機関に受診されましたら、担任までお知らせください。医療費がかかった場合に、給付金が支給されます。給付金には、総合病院受診時にかかる選定療養費など給付の対象外となるものがあります。また、請求点数により、支給対象外となることもあります。

吹田市ではすべての児童生徒がセンターへ加入することを原則とし、掛金は、保護者と吹田市が半額ずつ(460円)負担します。掛金は、5月の徴収金で引落とし致します。

欠席と連絡方法

- 病気や家の都合で学校を休む時は、さくら連絡網または電話で必ず学校へ連絡してください。
- 次のような場合は欠席扱いになりません。

①学校において予防すべき主な感染症（出席停止になる学校感染症）

感染症名	出席停止が終了するまでの期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん (三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

※病気が治り、医師の許可が出たら登校してください。診断書の提出は不要です。

※頭ジラミについても散発的に流行することがありますので、気をつけていただき、発見された場合は、学校にもご連絡ください。

② 臨時休業(学級閉鎖)になったとき

学校感染症の予防上、必要がある場合に行います。(4日間程度)

③ 親族の忌引

父母…10日以内 祖父母…5日以内 曾祖父母…3日以内

兄弟姉妹…5日以内 伯叔父母…3日以内 従兄弟姉妹…1日以内

なお、遠隔地に行く必要のある場合は、往復日数をこれに加算できます。

安全カード

安全カードは、お子さまに何かあったとき、適切な対応ができるよう学校に保管しておくものです。

- かかりつけの病院や緊急時の連絡先、保険証番号、健康状態などを記入してください。
- 学校から緊急に医療機関で受診する際に持参します。(これは保険証の提示がされるまで参考とするものです。保険診療を受けるためには保険証の原本提示が必要です。)
- プライバシー保護のため、学校で厳重に保管します。

自宅や緊急連絡先、または保険証に変更があった場合は、速やかにお知らせください。

自宅・勤務先・携帯電話など緊急の際の優先順位でお書きください。
①→②→③の順に連絡をします

保険証に記載されてる内容をご記入ください。保険証が変わったときは、速やかにお知らせください。

裏面には、学校から家までの地図をご記入ください。

安全カード

吹田市立 岸部第一小学校 【平成26年1月改訂】

年 組 番	フリガナ 児童名	性別	生年月日 年 月 日	
保護者名	児童との関係			
現住所	吹田市		自宅	— —
連絡先 (優先順位で記入) 留守の際の緊急連絡先(親戚、近所の家など)	①	名前 児童との関係	☑	— —
		自宅・勤務先()	携帯	— —
	②	名前 児童との関係	☑	— —
		自宅・勤務先()	携帯	— —
	③	名前 児童との関係	☑	— —
		住所 住所 住所	携帯	— —
健康保険	健康保険証種類と番号	全国健康保険協会 組合 共済 船員 国保 無	保険者番号	
アレルギー	薬物アレルギー	ない・ある()		
	食物アレルギー	ない・ある()		
かかりつけの 医院・病院	内科	☑	外科	☑
本校に在学する 兄弟姉妹	年 組 名前	年 組 名前		
	年 組 名前	年 組 名前		
記入上の 注意	<p>・ このカードはお子様の身に急を要するとき、早く処置できるように学校に常備しておくものです。正確にお書きください。</p> <p>・ 連絡先の①②③は、緊急の際の優先順位でお書きください。</p> <p>・ 住所、勤務先、電話番号(自宅電話や携帯電話等)、健康保険証の変更は、すみやかに学校へお知らせください。</p> <p>・ 学校では、この安全カードを④扱いとし、緊急時のみ使用します。</p> <p>・ 裏面に学校から家までの地図をお書きください。</p>			

給食室から みんなで楽しいランチタイム

子どもたちは、給食の時間をとても楽しみにしています。お友だちや先生と一緒に給食を食べることで、友だちの輪が広がったり、今まで食べられなかったものが少し食べられるようになったり、家庭の食事だけでは味わえない楽しみがあります。献立には、旬の食材をとり入れたものや、伝統的な行事にまつわる食事などもあり、お昼ごはんの役割だけでなく、食文化やバランスの良い食事など多くのことを学びます。学校では、苦手なものを無理に食べさせたり、全員に同じ量を食べさせたりすることはありません。食べられる量を食べさせる指導をしています。好き嫌いを減らす指導についても、家庭と連携をとりながら進めていきます。

毎月、学校給食予定献立表は、吹田市教育委員会保健給食室のホームページに掲載されており、きゅうしょくだよりはご家庭に配布しています。お子様とご覧いただき、給食や食に関することを話題にしてみたいかがでしょうか。そして、給食に関心を持ち、一日も早く給食に慣れ、楽しみな時間になってくれることを願っています。

学校給食予定献立表

一ヶ月の予定献立と分量をお知らせしています。

裏面には、アレルギーの対応に関するお知らせ・献立紹介などを掲載しています。

献立名	献立名	献立名	献立名	献立名	献立名
1 コッペパン ポテトサラダ 鶏肉の唐揚げ ほうろくスープ デザート	2 じゃがいも ほうろくスープ 鶏肉の唐揚げ ポテトサラダ デザート	3 コッペパン ポテトサラダ 鶏肉の唐揚げ ほうろくスープ デザート	4 コッペパン ポテトサラダ 鶏肉の唐揚げ ほうろくスープ デザート	5 コッペパン ポテトサラダ 鶏肉の唐揚げ ほうろくスープ デザート	6 コッペパン ポテトサラダ 鶏肉の唐揚げ ほうろくスープ デザート

献立名	食品名	分量	献立名	食品名	分量
コッペパン	コッペパン	100g	ポテトサラダ	ポテトサラダ	100g
ポテトサラダ	ポテトサラダ	100g	鶏肉の唐揚げ	鶏肉の唐揚げ	100g
鶏肉の唐揚げ	鶏肉の唐揚げ	100g	ほうろくスープ	ほうろくスープ	100g
ほうろくスープ	ほうろくスープ	100g	デザート	デザート	100g

きゅうしょくのおしらせ

9月27日(月)

ふたキムチごはん
ぎょうにゅう
だまごスープ
にんじんのレモンふうみ

ふたキムチごはん

「はくさい」は、えいよう三 色では何色の食べものかな?
①き ②あか ③みどり

十五夜

十五夜には昔から月見をする風習があります。中秋の名月ともよばれ、今年では9月10日(土)です。

給食では1日限りの9日(日)にお月見メニューが登場します。十五夜にはお月見団子やいも、ススキ、萩の七草などをお供えして、実りの秋に感謝しながら、お月見してみたいかがですか。

給食レシピ

お月見団子

あんこ・白玉団子から月見団子作りチャレンジ!

【材料】 材料は献立表を参考にしてください。

- ①小豆をあらう。
- ②鍋に小豆とたっぷりの水を入れ火にかけ、煮立ったら15分ほどゆで、いったん湯をきる。
- ③鍋に②の小豆と分量の水を入れ煮立たせる。煮立ったら弱火にしてやわらかくなるまで煮る。途中、様子を見ながらお水を入れ、アツをとる。
- ④小豆がやわらかくなったら砂糖を2割に分けて入れ、トロリとした状態でゆでととのえる。

【仕上げ】 白玉粉 100g、水90ml

- ①白玉粉に水を少しずつ加え混ぜる。(両手がべたべたになるまで)
- ②洗った団子にする。
- ③お湯を沸騰させ、団子を入れる。
- ④団子がうかんできたら、水をはたきボールにすく入れて、白玉団子にあんこをのせて食べてください!

【アレルギーの対応に関するお知らせ】

卵・乳の除去食を実現しています。除去食を希望される場合は、所定の書類の提出が必要となりますので、学校に申し出てください。

- アレルギー対応の献立表や、加工食品の配合表が必要な方は、こちらの二次元コードからご覧ください。
- 給食で「えび・かに・そば・落花生(ピーナッツ)・アーモンド・あわび・いくら・カシューナッツ・キウイフルーツ・くるみ・バナナ」まつたけは、そのものの提供や加工品に含まれることはありません。
- 給食で使用する「塩麹・小嶋麹」は、えび・かに・いも等の塩麹が異なる製法で採取していますので、付着している可能性があります。

※本市の小学校給食に関する情報は、こちらの二次元コードからもご覧いただけます。

<きゅうしょくのおしらせ>
 当日のメニュー紹介や食材に関する話など、給食にまつわるものを題材にした「きゅうしょくのおしらせ」をクラスに配布し、食育に活用しています。

吹田市と国立健康増進センター(国研)の「かるしおプロジェクト」が連携して、学校給食を活用した子ども保護者も楽しく学べる授業を実施します。詳しくは、以下のQRコードからご覧ください。

吹田市 健康まちづくり室

国立健康増進センター

給食の内容

献立は一ヶ月毎に栄養教職員が原案を作成し、献立作成委員会で決定しています。

主食・副食・牛乳がそろった完全給食で吹田市内統一献立になっています。

- ① 学校給食摂取基準をみたすこと
- ② 食品衛生上安全であること
- ③ 児童の嗜好、献立の変化、薄味で素材の味を大切にすること
- ④ 多種類の食材、旬の材料、日本の伝統的な食品も取り入れるように心がけています。

全ての学校が、校内にある調理場で調理しています。

- パンは、無漂白の小麦粉を使用しています。糖分、脂肪分をおさえたものが基本です。飽きがこないように10種類程度のパンがあります。
- 米飯は週4回で、自校炊飯です。白飯のほか、季節の食材を使った炊き込みご飯やピラフなども献立に取り入れています。
- 牛乳は、紙パック入りの普通牛乳を使用しています。
- 栄養について、学校給食摂取基準をもとに、家庭の食事で不足しがちな栄養量を補えるように考えています。

給食費

低・中・高の三段階です。学年によりパンの大きさや米飯・おかずの量が異なるためです。

食物アレルギーの対応について

学校給食は教育の一環として実施していますが、医療的配慮のひとつとして全市統一で以下の対応をしています。

- ・卵、乳、小麦の一部の除去食 *代替食の対応はしていません
- ・欠食(主食・パンあるいは米飯のどちらか・副食・給食全般・飲用牛乳)
- ・加工食品の原材料配合表、食物アレルギー確認用予定献立表の配付

安全な食物アレルギーの対応を実現するため、除去食・欠食などは医師の診断に基づいたものを基本としています。対応を希望する場合は、学校から所定の書類一式をお渡しして、対応の説明をします。所定の書類一式のご提出がなければ、対応できません。

食物アレルギーがある場合は、入学前にできるだけ早く学校へご連絡ください。

吹田市では「そば・ピーナッツ・えび・かに・アーモンド・カシューナッツ・くるみ・いくら・あわび・キウイフルーツ・バナナ・まつたけ・やまいも」の 13 品目は、そのものの提供や加工品に含まれることはありません。

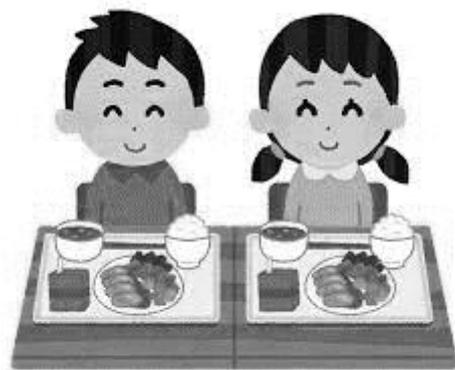
さらに、みかん・ポンカンを除く生の果物・野菜・魚介類を提供することはありません。これらの食物アレルギーをお持ちの場合は、給食の配慮に関する書類一式の提出は不要です。

ただし、学校生活において把握が必要となることもありますので「安全カード」にこの旨、必ずご記入いただき、別途ご相談ください。また、提供しないもの以外の食物アレルギーをお持ちで配慮が必要な場合は、必ずお申し出下さい。

<おねがい>

家庭での食事について

- ・家族で楽しく食べる機会を増やしましょう。
- ・朝食はきちんと食べましょう。
- ・野菜をしっかり食べましょう。
- ・食べず嫌いの子どもが増えています。いろいろな食品を使いましょう。



子どもたちの安全のために

安全対策

- 児童の登下校時以外は、安全対策のために正門、南門、西門ともに閉めています。
- 昼間は警備員が配置されており、来校者の確認を行っています。
- 保護者の方が来校される場合は、名札を着用の上、正門より出入りしてください。

来校時のお願い

原則として、徒歩での来校をお願いします。

さくら連絡網

本校では緊急時の連絡として「さくら連絡網」メールを利用しています。スマートフォンにこの「さくら連絡網」(アプリケーション)に登録していただくと、学級閉鎖等の連絡や不審者情報などをメール配信します。

※ 詳細は次のページをご覧ください

地区班(集団下校)

登下校は、決められた通学路を通して、徒歩で通学させてください。大雨や不審者情報等によって緊急に下校する必要がある場合は、下記の地区班ごとに教員が引率し、集団で下校します。なお、その際は上記「さくら連絡網」のメールでお知らせ致します。

1	岸部中1丁目 1~18
2	岸部中1丁目 19~29
3	岸部中2丁目
4	岸部中3丁目
5	岸部中4丁目 1~6
6	岸部中4丁目 13~25
7	岸部中5丁目 1~8
8	岸部中4丁目 7~12 岸部中5丁目 9~16
9	岸部南1丁目 岸部南2丁目 1~20
10	岸部南2丁目 21~44
11	岸部南3丁目 1~16 岸部南3丁目 34
12	岸部南3丁目 17~24
13	岸部南3丁目 25~33

「さくら連絡網」の登録について

吹田市教育委員会では、保護者の携帯電話やパソコンからインターネットを通じて学校に欠席・遅刻・早退の連絡を可能とする「さくら連絡網」というシステムを令和5年度より導入しました。入学後、「さくら連絡網手順書」を配付いたしますので、全員登録していただきますようよろしくお願いいたします。

「さくら連絡網」の主な機能

- 保護者の携帯電話やパソコンからインターネットを通じた欠席・遅刻・早退の連絡
- 学校や教育委員会から保護者へ一斉メールの配信
(学級閉鎖の案内やお手紙の配信)

登録について

- 利用にあたっての費用負担はありません。
 - 個人情報厳重に管理されます。(学校からはアドレスやIDを閲覧できません)
 - 受信方法は以下の2通りから選択できます。(両方を選択することも可能です。)
 - ①電子メールで受け取る
 - ②さくら連絡網アプリで受け取る
(iPhone やアンドロイド携帯をお持ちの方はアプリの活用を推奨します。)
- ※詳細については「さくら連絡網手順書 A」を参照ください。
- お子様1人につき、メールアドレス、アプリはそれぞれ4つまで登録可能です。
(最大8つ登録可能)

欠席・遅刻・早退の連絡について

- ①保護者は8時20分までに当日の欠席・遅刻・早退の連絡を送信する。
 - ②学校から欠席・遅刻・早退の連絡を受け付けた旨のメッセージが、保護者のアプリやメールアドレスに届く。
- ※8時20分以降の欠席・遅刻・早退の連絡は電話にてお願いいたします。

緊急時の下校の対応について

◇防犯事案 ◆防災事案

緊急度及び事例	学校の対応	保護者・PTA・地域の対応
【レベル1】	<input type="checkbox"/> 内容に応じて、プリント配付 <input type="checkbox"/> 各学級で注意・指導 (複数での下校等)	○プリントによる注意喚起 ※ニコニコ(学童)の対応・・・開室
◇近隣校区、吹田市内、近隣市において不審者の情報があつた場合		
【レベル2】	<input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> お知らせプリント配付 <input type="checkbox"/> 学年別一斉下校 <input type="checkbox"/> 教職員校区内パトロール	○連合自治会連絡網に連絡 ※ニコニコ(学童)の対応・・・開室
◇教育委員会からの指導、悪質で全市的に警戒が必要と思われる場合		
【レベル3】	<input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> お知らせプリント配付 <input type="checkbox"/> 地区別集団下校 <input type="checkbox"/> 教職員付き添い下校および校区内パトロール ※下校時刻が繰り上がる場合があります	○連合自治会連絡網に連絡 *地域各団体に校区内パトロール依頼 *PTA・・・自宅付近での出迎え <input type="checkbox"/> 保護者不在家庭→学校への引き取り ※ニコニコ(学童)の対応 ◇(防犯)・・・開室(通常対応) ◆(防災)・・・閉室(引き取り) ◆午前7時の時点で、暴風または大雨特別警報が発令されている場合は自宅待機 ◆午前9時の時点で、発令の場合は休校
◇二中校区および近隣校区で被害が発生した場合 ◆暴風警報や大雨特別警報発令(登校後)の場合 ◆震度5弱未満の大規模地震が発生した場合(被害状況により判断)		
【レベル4】	<input type="checkbox"/> メール配信 <input type="checkbox"/> お知らせプリント配布 <input type="checkbox"/> 児童は学校待機し、保護者への確実な引き渡し ◆本校が避難場所に指定された場合は、学校待機を継続 <u>詳しくは、吹田市の防災ハンドブックをご覧ください。</u>	○連合自治会連絡網に連絡 ○学校への引き取り (すぐに来校できない場合は、引き取り時刻を必ず学校へ連絡) ◆地震の場合は、被害に合わせた対応(大きな被害がない場合は集団下校をする場合があります) ◆登校前に震度5弱以上の地震が発生した場合は臨時休校
◇岸一小校区内で凶悪な事件の発生や凶悪犯の逃走などが発生した場合 ◆在校時に震度5弱以上の地震が発生した場合		
さくら連絡網メールに登録をお願いします。 ※引き取り事案が発生した場合に備え、帰宅場所や連絡方法等、事前にご家族で対応を話し合っておいてください。(なお、緊急時の場合の保護者には、近所のお知り合いや、親戚の方も含みます。)		

大雨や台風が接近した場合の対応について

登校前



午前7時現在 暴風警報 または 大雨特別警報(北大阪・吹田市)が発令されている場合

登校を見合わせて、家庭で待機させてください。



午前9時までに 暴風警報 または 大雨特別警報(北大阪・吹田市) が
(9時ちょうども含む) 解除された場合

2時間目より(9時30分)授業を行いますので、
登校させてください。



午前9時現在 暴風警報 または 大雨特別警報(北大阪・吹田市) が発令されている場合

臨時休校となります。

※ご注意ください

上記の時刻に、大雨警報及び洪水警報が発令されていても、「暴風警報
または大雨特別警報」が発令されていない場合は、通常どおり授業を行います。

在校中



暴風警報 または 大雨特別警報 が発令された場合 (北大阪・吹田市)

安全が確保されるまで学校で待機します。

校長の判断で早めに帰宅することもあります。その際は「さくら連絡網」でお伝えします。各ご家庭で児童の安全確保をお願い致します。なお、ご不在の家庭につきましても、ご近所・友人・知人に頼むなどして、児童の安全確保をお願い致します。

地震が起きた場合の対応について

■ 震度5弱以上（吹田市）の地震が起きた場合

登校前

臨時休校となります。お休みさせて下さい。

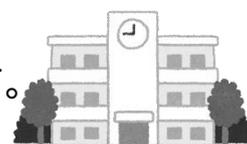


登校途中

危険な場所を避け、安全な場所に一時避難した後、原則として登校し、運動場に集合します。

在校時

余震に注意し、安全な場所（運動場など）に避難します。状況により、引き渡しカードに記載されている保護者の方に迎えにきていただくことがあります。



下校途中

危険な場所を避け、安全な場所に一時避難した後、帰宅します。

※ 地震の場合、電話が繋がらないことが予想されます。

また、児童の安全確保を最優先に対応しますので、電話対応はできないことが予想されますので、電話での問い合わせ等はお控えください。

※ 停電が起こったり、メールが送信できなかつたりすることが予想されます。

情報の伝達には校門に掲示するなど、状況に応じて可能な方法でお伝えします。

※ 吹田市には「災害対策本部」が設置されます。

■ 震度5弱未満（吹田市）の地震が起きた場合

原則として臨時休校にはなりません。

事務的なこと

学校納入金について

保護者の皆様に負担いただく費用

- 「学校給食費」と「学校徴収金等」(教材費・積立金・日本スポーツ振興センター掛金・PTA会費)があります。
- 「学校給食費」は、吹田市が納入金額を決定します。「学校徴収金等」は、各学校が購入する教材等を定めるため、各学校が納入金額を決定します。
- 「学校給食費」は吹田市に、「学校徴収金等」は吹田市教育委員会に、それぞれ口座振替(自動払込)により納入していただきます。(学校に現金を持参しても納入できません。)

学校給食費の概要

学校給食費の納期

期別	給食実施月	口座振替日 (納入期限)	再振替日
7月期	4～6月分	7月25日	8月15日
10月期	7～9月分	10月25日	11月15日
12月期	10・11月分	12月25日	1月21日
2月期	12・1月分	2月25日	3月15日
4月期	2・3月分	4月5日	4月25日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

学校給食費の納入金額

原則として「給食実施回数×1食単価」により納入金額を算出し、口座振替日の10日前までに通知します。1食単価の額、その他詳細は吹田市ホームページ等でお知らせします。

<学校給食費の納入金額の例> (令和5年度の1食単価での試算)

給食実施回数が、4月が11回、5月が21回、6月が20回の場合

7月期の学校給食費は、計52回 × 251円 = 13,052円

➡7月15日までに納入金額を通知。7月25日に口座から引き落とされます。

※口座振替手数料等は不要です。

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、納付書を送付しますので、吹田市指定の金融機関の窓口でお支払いください。

学校徴収金等の概要

学校徴収金等の納期

期別	口座振替日(納入期限)	再振替日
第1期	5月25日	6月15日
第2期	6月25日	7月15日
第3期	9月25日	10月15日
第4期	11月25日	12月15日
第5期	1月31日	2月20日

※ 金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。

学校徴収金等の納入金額

1年間に必要な金額を第1期から第5期までの5回に分けて納入していただきます。
1年間の納入金額の目安は次のとおりです。(詳細は4月下旬にお知らせ
します。)

- ① 教材費 年間 19,000円(1年生の例:学年により異なります。)
- ② 積立金(5・6年生のみ)

5年生 年間27,000円 6年生 年間26,000円

- ③ 日本スポーツ振興センター掛金 年間 460円
- ④ PTA会費 1家庭につき 年間 2,200円

※口座振替手数料は、保護者負担です。(手数料の額は取扱金融機関により異なります。)

銀行名	池田泉州 銀行	北おおさか 信用金庫	三井住友 銀行	ゆうちょ銀行 (郵便局)	りそな銀行
手数料					
口座振替手数料	11円	55円	11円	10円	11円

※残高不足で口座振替ができなかった場合は、再振替をします。再振替もできなかった場合は、払込取扱票を送付しますので、ゆうちょ銀行(郵便局)でお支払いください。(所定の手数料(5万円未満の現金窓口払いの場合313円)が必要です。)

学校給食費・学校徴収金等の口座振替について

取扱金融機関(口座振替を利用できる金融機関)

- 池田泉州銀行
- 北おおさか信用金庫
- 三井住友銀行
- ゆうちょ銀行(郵便局)
- りそな銀行

口座振替の申込手続き

- (1) 取扱金融機関のいずれかで口座を開設してください。
(取扱金融機関で口座をお持ちの場合は、その口座をご利用いただくことができます。
保護者名義の口座でなくても構いません。)

(2)① Webでの申込み方法(池田泉州銀行はWeb申込みできません)
吹田市公式ウェブサイトの申込みページ(トップページ > 子育て・教育 > 学校 > 学校徴収金等 > Webでの口座振替の申込み)を開き、ページ下部のリンクから「Web 口座振替受付サービス」をご利用ください。(右の二次元コードからもアクセスできます。)

② 書面での申込み方法

所定の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、通帳と印鑑を持って取扱金融機関の窓口に行ってください。口座振替依頼書の用紙は、学校からお渡します。(金融機関の窓口にはありません。)

口座振替申込みの注意点

- 口座開設についての不明な点は、各金融機関にお問い合わせください。
- 「学校給食費」と「学校徴収金等」とで同じ口座を利用することができますが、口座振替の申込みはそれぞれについて必要です。Webでの申込みの場合は「小学校給食費」と「学校徴収金等」の2回の申込み(入力)が必要です。書面での申込みの場合は、2種類の口座振替依頼書の提出が必要です。
- 兄弟姉妹の口座振替申込みを既に済ませている場合であっても、改めて口座振替の申込みが必要です。なお、兄弟姉妹と同じ口座を利用することは可能です。



その他

- 口座振替は、一度申込みをされると、「学校給食費」は小学校卒業まで、「学校徴収金等」は中学校卒業まで有効です。
- 口座の変更を希望する場合は、上記「口座振替の申込手続き」を参照のうえ、変更後の口座につき改めて Web 申込みを行うか、変更後の口座のある金融機関に口座振替依頼書を提出してください。
- 変更申込の時期によっては、直後の口座振替が変更前の口座から行われることがありますので、ご注意ください。
- 転出、卒業などの時に残金がある場合は一括して登録口座に返金します。口座の解約を検討される際は、返金が完了するまで手続きをお待ちください。

教科書・副読本

教科書は無償(費用は国が負担)です。ただし、再給付はされません。

紛失等をした場合は購入していただくこととなります。2学年以上にわたって使用する教科書は特に注意が必要です。

学年の途中で他市へ転出した場合は、新しい学校で使っている教科書のうち、吹田市と違う教科書のみ無償給付されます。ただし、3月からの転入は給付されません。

また、教科書以外に副読本〔体育、社会(3・4年)〕と外国語教材(3~4年)が給付されます。

体育科副読本「たのしいたいく」



引っ越しのときは

校区外に転居する場合は、転校（転出）の手続きが必要です。転居が決まったら（予定でも）できるだけ早く学校へ連絡してください。転校に必要な書類の作成や、給食費等の精算を行います。校区内で転居する（した）場合は、新しい住所などを学校へ連絡してください。

転校手続きの主な流れ

- ① 市役所 市民課または出張所で転出届けを出します。（市内転居の場合は転居届）
吹田市外は転居予定日の約2週間前から受付
吹田市内の場合は転居後 14 日以内に届け出
- ② 窓口で発行された「転学(出)通知書(赤色で印刷)」を本校へ提出します。
市内転居の場合は「転学(出)通知書(赤色で印刷)」「転入学通知書(黒色で印刷)」の2種類発行されますのでご注意ください。
- ③ 本校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行します。
- ④ 転出先の市役所等で転入届を出します。（市外転居のみ）
窓口の案内に従って手続きします。
- ④ 転出先の学校に「在学証明書」「教科用図書給与証明書」「転入学通知書」を提出し、転入の手続きをします。

区域外就学

学期途中での転居や、自宅の建て替え工事で校区外に仮住まいする場合など、事情により区域外通学が認められることがあります。詳しくは学校へご相談ください。

就学援助費制度について

吹田市では、経済的理由で小・中学校に通うお子様の学用品費の購入等にお困りの家庭に対し、学校で必要な学用品費、校外活動費等の援助を行っています。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。詳しくは2～3月に配布する「令和6年度（2024年度）就学援助費 申請のお知らせ」をご覧ください。

申請時期・方法

一斉受付期間 **令和6年4月1日(月)～5月25日(土)**
ただし窓口受付は5月24日(金)まで

※一斉受付期間後も令和7年3月28日まで随時申請を受付けますが、申請を受付けた月からの月割支給(減額措置)となります。なお、3月の申請は、原則修了式までにお願います。

- ① 電子申請 | 吹田市ホームページから24時間申請が可能です。
- ② 郵送申請 | 学務課にご提出ください。消印日をもって申請日とします。
必ず、特定記録郵便または、簡易書留でお送りください。
宛先: 〒564-0027 吹田市朝日町3番402号
吹田市教育委員会 学務課 就学援助担当



▲就学援助 HP

- ③ 窓口申請 | 平日の午前9時から午後5時30分まで
場所:吹田市教育委員会 学務課(吹田市朝日町3番402号 吹田さんくす3番館4階)

就学援助費認定者への医療券(医療費援助)交付について

就学援助費を申請され、認定となった世帯の児童生徒が、下記疾病の治療のため医療機関を受診する場合、保険証・医療証と医療券を併用することにより医療費の援助を受けることができます。受診される前に、学務課に電子申請し、医療券の発行を受けてください。

対象となる疾病(学校保健安全法施行令で定める疾病)

- **トラコーマ、結膜炎**<アレルギー性は対象外。>
- **白癬・疥癬** (白癬菌・疥癬菌による水虫) ■ **膿痂疹(とびひ)**
- **中耳炎**<急性や慢性・滲出性を問わず使用できます。>
- **慢性副鼻腔炎(ちくのう症)** <急性副鼻腔炎やアレルギー性鼻炎は対象外。>
- **アデノイド** ■ **寄生虫病**<虫卵保有を含む>
- **う歯(むし歯:保険診療の対象となる治療範囲)**
<歯周病等の治療、歯磨き指導等の予防的処置は対象外>

※ これら以外の疾病では医療券の使用はできません。詳しくは就学援助ホームページをご覧ください。

新入学児童生徒学用品費の入学前支給について

令和6年4月に吹田市立小中学校に入学を予定している児童生徒の保護者に対し、新入学学用品費を入学前の3月に支給します。所得制限があります。また、生活保護世帯は対象になりません。

新小学校1年生

申請期間 | 令和6年2月1日(木)から2月29日(木)

詳しくは、令和6年1月末頃に、新入学説明会の案内に同封してあらためてご案内します。

新中学校1年生

中学校の新入学生徒学用品費については、小学校6年生時の就学援助費3月分に加算して支給します。就学援助受給認定世帯が対象です。

◆お問合せ先：吹田市教育委員会 学務課 電話 06-6155-8196(直通)

子どもの健やかな成長のために（お知らせ）

PTA 活動

PTA は各学校において任意で参加する保護者と教職員を会員とする社会教育団体です。保護者と教職員が協力して子どもたちの健やかな成長を願い、安全や防犯などの生活や教育の環境を整えていくことを目的に活動をしています。

各委員会の活動

【令和5年10月現在】

	活動の目的 及び 内容
学年 文化	学級での会員の意見のとりまとめを行い、学年間・教職員との連絡を取るなど、PTA 活動の基礎となる委員会です。活動を通して、会員の文化的向上を図ります（ベルマーク収集・給食試食会など）
生活	校区内で児童が安心して過ごせるよう、安全で快適な環境づくりに努めます。（地区パトロール・「子ども110番の家など」）
広報	学校やPTA 活動の情報を伝え、意見の交流などを行います。広報誌は他校にも送られ情報の交換に役立てています。（PTA 広報誌の作成）
指名委員	新年度役員および会計監査候補者の指名・選出を行っています。
役員会	会員・委員が楽しく、有意義な活動ができるようにサポートすると主に、PTA の事務処理や会計処理を行っています。その他に対外的な会議や催しに参加・協力し、情報交換を行っています。

※ 今後変更される場合があります。

第二中学校 地域教育協議会

■ 目的

第二中学校校区の子どもの健全育成に関わる機関・団体・個人が互いに連携、協力し、「子どもは地域で育てる」の視点に立ち、健やかで心豊かな子どもたちを地域社会全体で育てていくことを目的としています。

■ 主な活動

広報誌発行、子ども納涼大会、移動動物園、三世代グランドゴルフ大会、子育て支援学習・研修、地域クリーン作戦、野外カーニバル、子ども110番スタンプラリー など

太陽の広場

吹田市では、「地域の子どもは、地域で守り育てる」の視点に立ち、小学校の運動場を活用し、子どもたちが安心して安全に過ごせる居場所のひとつとして、「太陽の広場」を実施しています。ブロックアドバイザー（市より）、フレンドさん（地域ボランティア）によって、運営されています。

- 開催日 原則毎週火曜日・水曜日・金曜日（学校だよりでお知らせします。）
- 登録 登録（氏名・緊急連絡先など）が必要となります。後日配布するお手紙をご確認ください。登録は年度途中でもできます。
- 活動内容 運動場や太陽の広場教室での遊び、宿題や読書など

ボランティア

吹田市では、ボランティアで学校を応援したいと思う方たちに登録していただく「エス・ネットプラン」があります。申し込んでいただくと、応援してほしい学校から連絡があります。ボランティアの内容は学校での催し物のお手伝いや保育など様々です。応援に行ける場所や時間帯、応援できることやしてみたい内容を申込用紙に記入して登録してください。

申し込みは公民館や教育センターなどでいつでもできます。詳しくは教育委員会学校教育部教育センターにお問い合わせください。（電話 6388-1455）

留守家庭児童育成室（ニコニコ学級 電話 06-6388-2043）

吹田市では、保護者が仕事などで放課後、家庭に帰っても留守家庭になる児童の健全育成を図るため、1～4年生の児童を対象に、市内全ての小学校区内に留守家庭児童育成室を設置しています。

開室日・開室時間

- 月～金曜日：放課後～午後5時
- 小学校の休業日（代休日、長期休業日等）：午前8時30分～午後5時
延長保育：午後6時30分まで
- 第4土曜日：午前8時30分～午後5時（延長保育なし。祝日の場合は休室）

休室日

土曜日（第4土曜日除く）、日曜日、祝日、国民の休日、年末年始、年度最終日

詳しくは、吹田市教育委員会地域教育部放課後子ども育成室 電話6384-1599へ

吹田市立小・中学校における電話対応について

下記のとおり勤務時間外の電話に対して音声アナウンスによる対応を行っていますので、保護者・地域の皆様におかれましては、趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

1 電話対応時間

原則、平日の午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分

■上記時間以外は音声アナウンス対応です。留守番機能(録音機能)はありません。

2 緊急時の対応

- ①電話対応時間外において、児童・生徒の事件・事故等の緊急対応を要する場合は警察、消防・救急へ連絡ください。
- ② ①の対応と併せ、学校に緊急連絡が必要な場合は、下記連絡先へ連絡ください。
※緊急対応に係わっての連絡回線確保のため、児童・生徒の生命に関わる重大事態以外のお問い合わせにつきましては、お控え願います。

平日 午後 5 時 00 分～午後5時30分

吹田市教育委員会 教育未来創生室 06-6155-8084

平日 午後5時 30 分～翌午前 8 時 00 分 及び

土・日曜日、祝日、年末年始などの終日

吹田市役所代表電話(守衛室) 06-6384-1231

3 その他

- 電話対応時間外でも必要により学校から保護者・地域の方へ連絡する場合があります。
- 電話対応時間外での御相談を希望される場合は、事前に学校へ御連絡ください。
- 学校行事や緊急対応等の際には、音声アナウンスの設定時間を変更することがあります。

学校ハンドブック 令和6年度(2024年度)版

※本学校ガイド作成にあたり、下記の文献を参考にさせていただきました。

*片小ナビ

～ 保護者のための片山小学校ガイドブック ～

大阪大学人間科学部・教育制度学研究室発行

*吹田市立小学校

～ スクールガイド・入学案内・入学のしおり・入学説明会資料 ～

製 作

吹田市立岸部第一小学校
吹田市教育委員会 学校教育室

発 行

令和6年(2024年)2月1日